

# 九州事務所の業務の概要

令和4年（2022年）10月版

## －目次－

1	九州事務所の概要	1頁
2	独占禁止法関係業務	2頁
3	下請法関係業務	7頁
4	消費税転嫁対策特別措置法関係業務	10頁
5	景品表示法関係業務	12頁
6	広報・広聴活動	16頁



公正取引委員会事務総局九州事務所

TEL:092-431-5881(代表)

FAX:092-474-5465

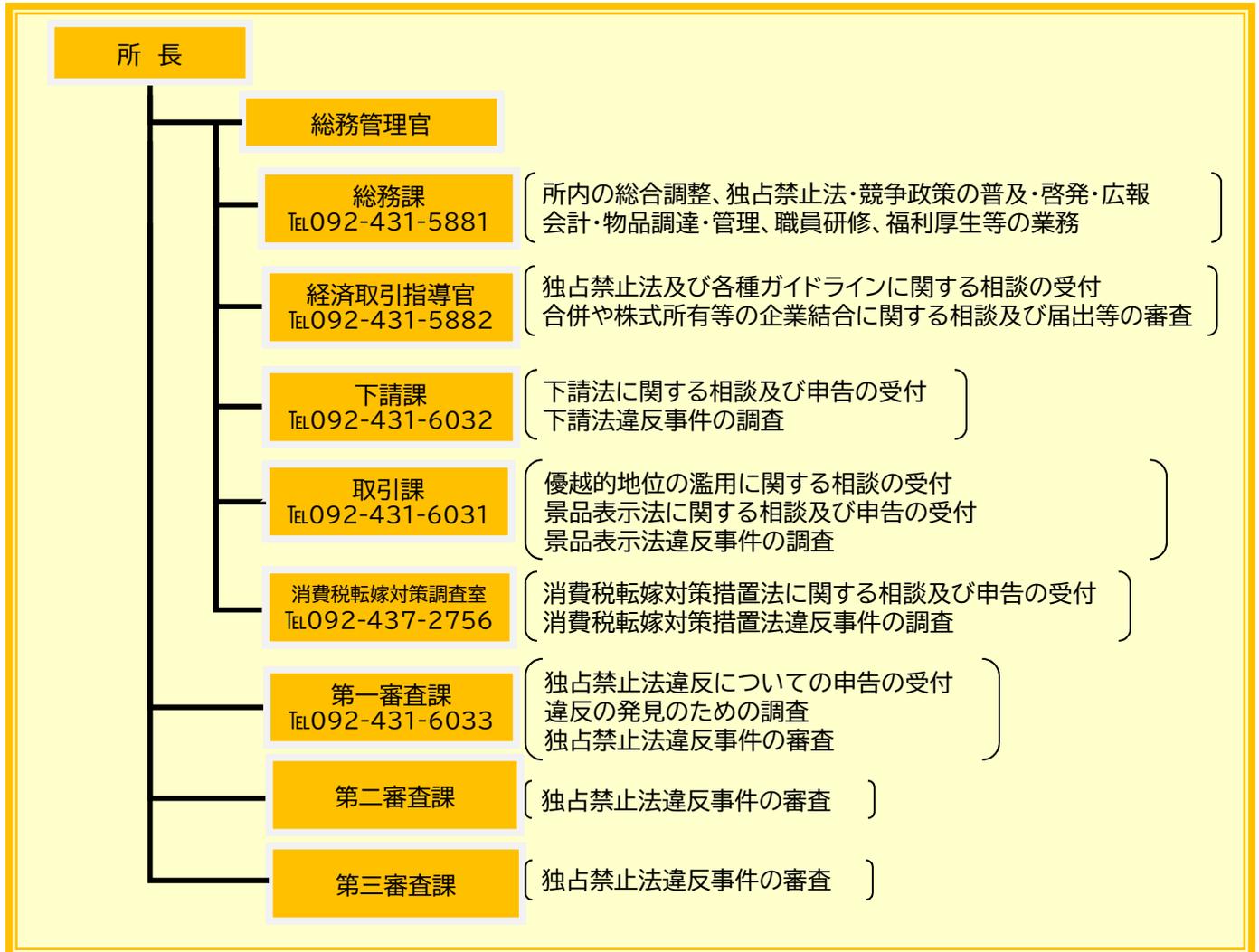
[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)

# 1 九州事務所の概要

## (1) 組織及び業務内容

九州事務所は、九州7県(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島)を管轄区域として、独占禁止法及び下請法の運用を行っている公正取引委員会事務総局の地方機関です。

九州事務所の組織及び業務内容は次のとおりです。



## (2) 定員の推移

九州事務所は、昭和23年9月10日に設置(当時の名称は「福岡地方事務所」)され、公正取引委員会の役割の重要性の高まりとともに、順次、定員の充実が図られています。

令和4年度の定員は29名です(事務総局全体では854名)。

九州事務所定員の推移



事務総局全体定員の推移



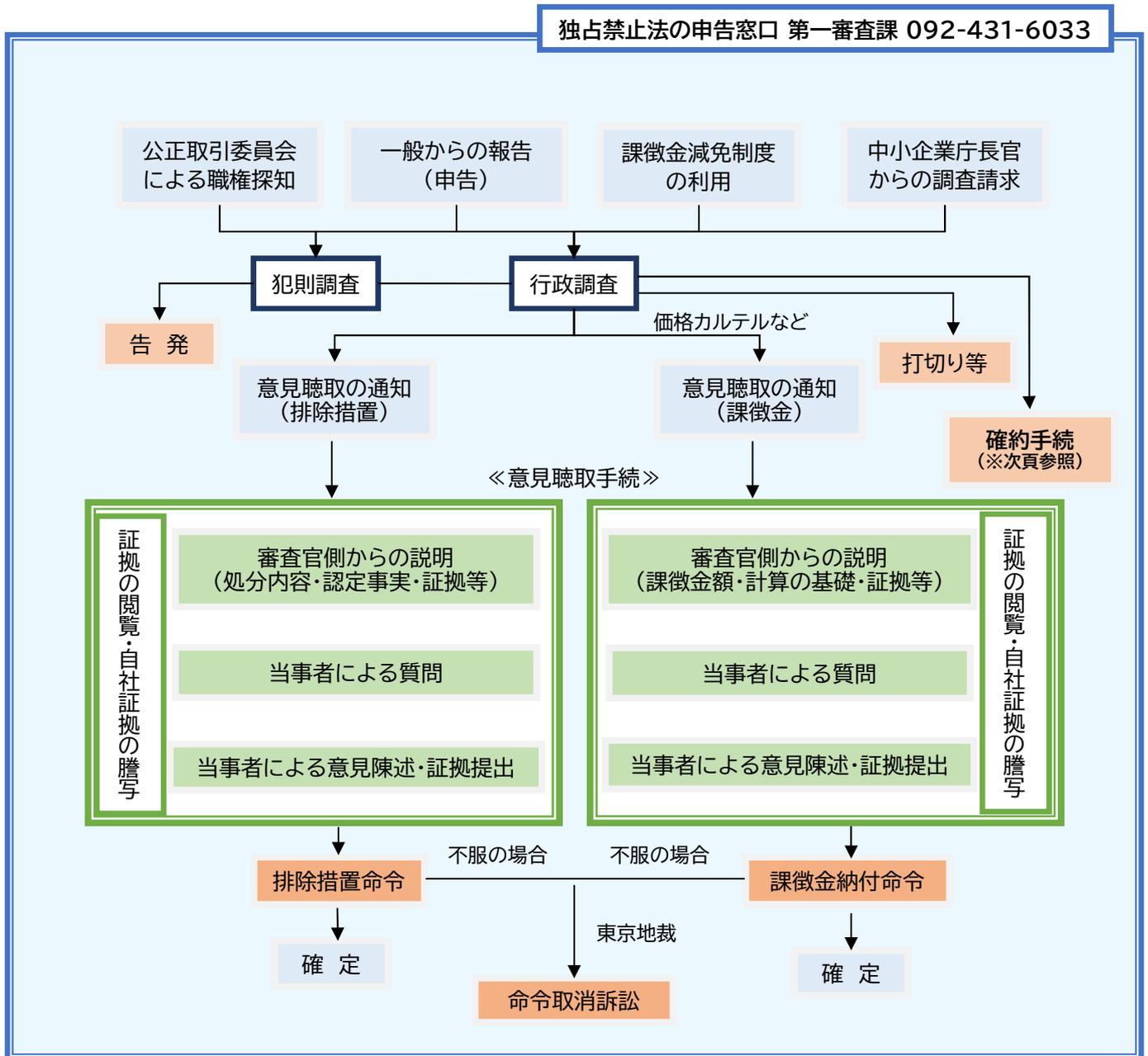
## 2 独占禁止法関係業務

独占禁止法は、「公正かつ自由な競争」を促進するため、私的独占、カルテル及び不公正な取引方法を禁止しています。

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしています。

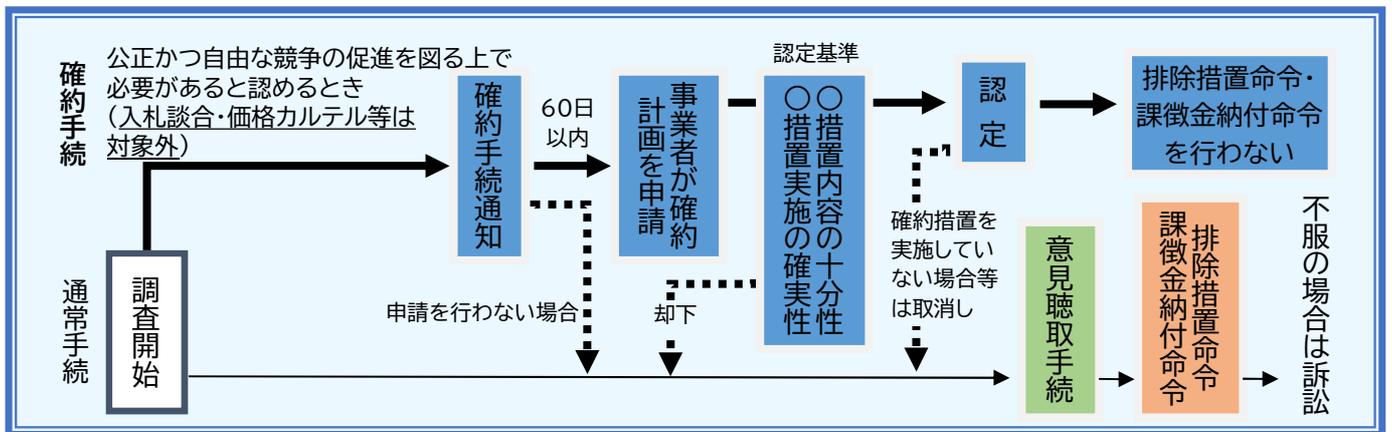
### (1) 独占禁止法違反事件の処理手続

独占禁止法違反事件の処理手続は下図のとおりです。



※ 確約手続の流れ

確約手続とは、独占禁止法違反の疑いについて、競争上の問題の早期是正、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行を目的として、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する手続です。



(2) 九州管内における独占禁止法違反事件等の処理状況

ア 違反事件等処理件数の状況

最近の5年間における九州地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、下表のとおりです。

(※不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものは除きます)

(単位:件)

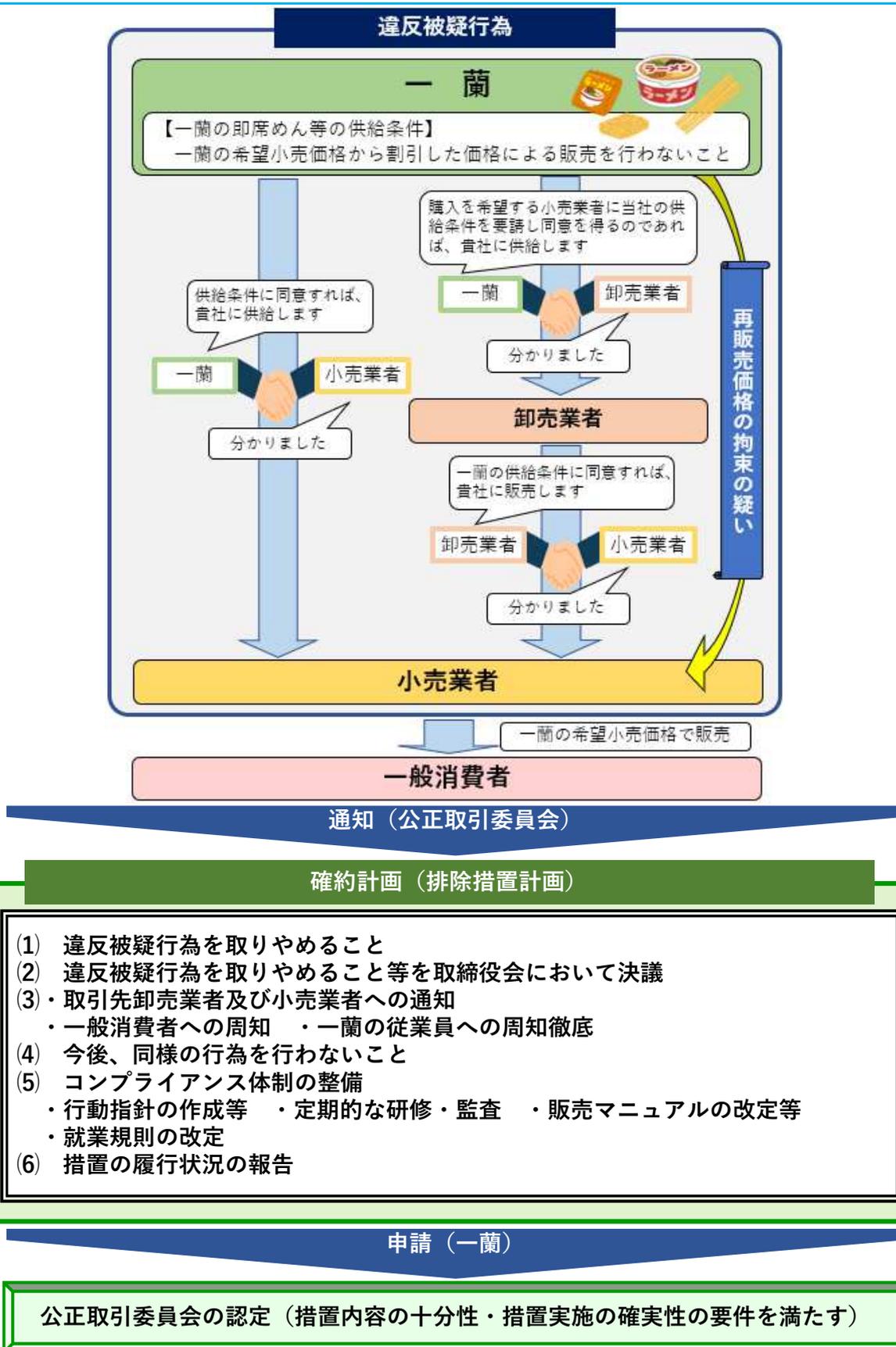
年度	H29	H30	R1	R2	R3
法的措置	1	0	0	0	0
注意	4	2	5	4	4
打切り	0	2	2	0	0
合計	5	4	7	4	4

イ 法的措置(排除措置命令、課徴金納付命令、確約計画の認定)

違反事業者等	事件の概要	措置
農業協同組合 [大分県]	こねぎの共同販売において、農業協同組合以外に出荷したことを理由に、こねぎの部会を除名された組合員に対し、こねぎに係る共同販売事業及び集出荷施設を利用させていなかった。 【不公正な取引方法の禁止(取引条件等の差別取扱い)】	排除措置命令 H30.2.23
小売業者[佐賀県] (ディスカウントストア)	正常な商慣習に照らして不当に、特定納入業者に対し、従業員等の派遣や金銭を提供させていた。 【不公正な取引方法の禁止(優越的地位の濫用行為)】 ※課徴金の額は、12億7416万円。	排除措置命令 課徴金納付命令 H26.6.5

なお、令和4年5月19日に、次のとおり確約計画の認定を行っています。

公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。



ウ 独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意した最近の事案

事案の概要	
港湾内遊覧船業を営むAらは、乗船料金の統一に向け話し合っていた。	【不当な取引制限】
漁業協同組合Bは、組合員に対し、水揚げした漁獲物の全量をBに出荷するよう要請していた。	【不公正な取引方法の禁止(協同組合による全量出荷の要請)】
建設業者を組合員とする協同組合Cは、組合員に対し、生コンクリートの全量をCから購入させていた。	【不公正な取引方法の禁止(協同組合による全量購入の実施)】

エ 優越的地位の濫用事案の処理

公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、独占禁止法違反につながるおそれのある行為が認められた場合には、未然防止の観点から注意するほか、独占禁止法違反が認められた場合は厳正に対処することとしています。令和3年度において九州地区では4件の注意を行っていますが、主な事案は次のとおりです。

主な注意事案の概要	
業務用食品卸売業を営むDは、取引先事業者に対し、発注担当部署から、年間の取引額の一定率相当額の範囲内でディナーショーチケット、食事券、お節料理等の購入を要請していた。	【購入・利用強制】
ホームセンター業等を営むEは、納入業者に対し、店舗の改装開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の撤去作業及び陳列作業等を行わせているにもかかわらず、昼食を支給するのみで、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。	【従業員等の派遣の要請】
自動車販売業等を営むFは、納入業者に対し、Fが実施しているタイヤの販売促進イベントの際に、タイヤを購入した顧客に配布する景品を無償で提供するよう要請していた。	【その他経済上の利益の提供要請】

オ 不当廉売事案の迅速処理

公正取引委員会は、申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模事業者による不当廉売等周辺の中小事業者に対する影響が大きいと考えられる事案については厳正に対処することとしています。令和3年度、九州地区においては、石油製品の中小売業について、2件の注意を行っています。

届出のお問い合わせ先 経済取引指導官 092-431-5882

(3) 中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出に関する処理状況

中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合は、組合に大規模事業者が加入した場合又は組合員が大規模事業者になった場合には、その日から30日以内に公正取引委員会に届け出ることとされています。

九州管内の最近の届出の状況は右図のとおりです。



(4) 相談

ア 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、独占禁止法等に係る相談を受け付けています。

九州事務所における最近の相談件数は右図のとおりです。



イ 独占禁止法相談ネットワーク

商工会議所及び商工会と連携して独占禁止法相談窓口を設置し、中小事業者等が独占禁止法に関する苦情・相談をより容易にできるようにするとともに、寄せられた苦情・相談を公正取引委員会に連絡し、その迅速・的確な処理を行う目的で平成10年から独占禁止法相談ネットワークを構築しています。このネットワークが有効に働くように、毎年、商工会議所等主催の経営指導員研修会に職員を講師として派遣し、独占禁止法等の説明を行っています。

(5) 違反行為の未然防止に向けた取組

ア 事業者団体等に対する説明会、研修会等の開催

独占禁止法違反の未然防止の観点から、独占禁止法の説明会を開催するとともに、事業者団体や地方公共団体等が主催する独占禁止法等の説明会等へ当事務所の職員を講師として派遣しています。

イ 入札談合に関する発注官庁等との協力・研修

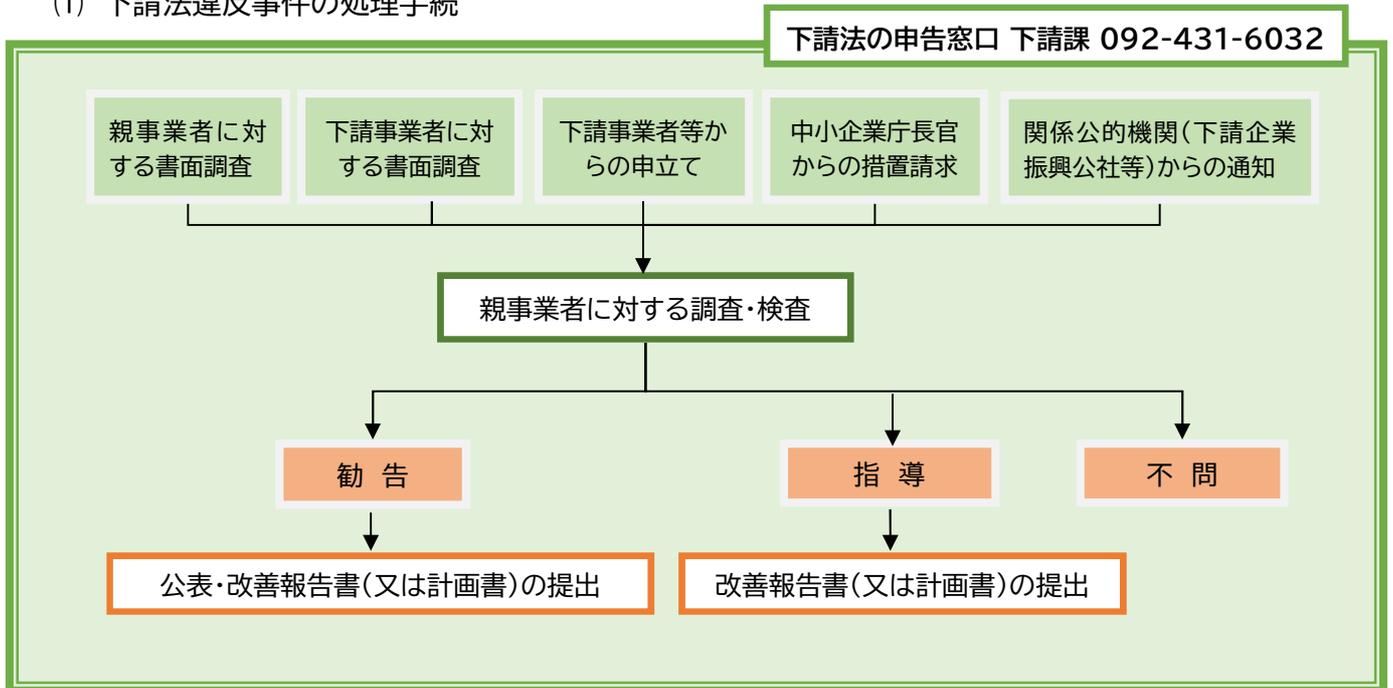
入札談合の排除や未然防止をより一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。

このような観点から、公正取引委員会では、発注官庁等の職員等向けの研修会を開催するとともに(令和3年度6回、令和4年度(4月～9月)3回)、発注官庁等主催の研修会への講師派遣を行うこと等により(令和3年度19回、令和4年度(4月～9月)12回)、発注官庁等との連携・協力体制の整備を図るとともに、独占禁止法・入札談合等関与行為防止法の周知に努めています。

### 3 下請法関係業務

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額、返品等の親事業者の不当な行為を禁止しています。

#### (1) 下請法違反事件の処理手続



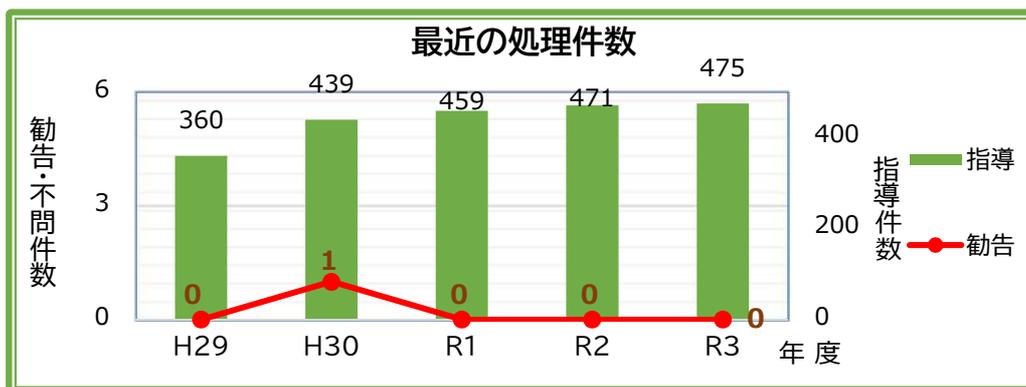
#### (2) 九州管内における下請法違反事件の処理状況

##### ア 書面調査の状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいいため、親事業者及び下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施しています。令和3年度において、九州管内では、親事業者3,991名及び下請事業者14,700名を対象に実施しました。

##### イ 違反事件処理件数の状況





## ウ 主な下請法違反事件

違反事業者等	事件の概要	措置
鋼材及び建材の卸売業者[福岡県]	<p>「割引利息」(注)及び下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>(注)下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更したことに伴い徴収した金銭のこと。</p> <p style="text-align: right;">【下請代金の減額の禁止】</p> <p>※下請事業者1,368名に対し総額3641万4345円を減額</p>	<p>勧告</p> <p>H30.6.15</p>
弁当等の販売業者[福岡県]	<p>「半期協賛金」等として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額等を下請代金から差し引いていた。また、販売が終了したことを理由に下請事業者から受領した食材を返品していた。</p> <p style="text-align: right;">【下請代金の減額の禁止】</p> <p>※下請事業者6名に対し、総額3160万8872円を減額</p> <p style="text-align: right;">【返品の禁止】</p> <p>※下請事業者4名に対し、総額251万9315円相当の食材を返品</p>	<p>勧告</p> <p>H29.3.2</p>

## エ 最近の下請法違反行為に対する指導事案

事案の概要
<p>食料品や日用雑貨の包装資材の製造を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。</p> <p style="text-align: right;">【下請代金の支払遅延の禁止】</p>
<p>家具の製造を下請事業者に委託しているB社は、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減っていた。</p> <p style="text-align: right;">【下請代金の減額の禁止】</p>

下請法に関する御相談先 下請課 092-431-6032

### (3) 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、下請法に係る相談を受け付けています。

九州における最近の相談件数は右図のとおりです。



#### (4) 違反行為の未然防止に向けた取組

##### ア 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施しています。

九州事務所では、令和3年度においては8回(対面式3回、オンライン方式5回)、令和4年度(4月～9月)においては3回(いずれも対面式)の講習を実施しました。

##### イ 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っています。

令和3年度においては、オンライン方式にて5回の講習を開催しました。

##### ウ 事業者団体等が主催する説明会、研修会への講師派遣

下請法違反行為の未然防止の観点から、事業者団体や経済団体等が主催する説明会・研修会に当事務所の職員を講師として派遣しています。

##### エ 中小事業者等からの要望に応じた相談会

中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うための「中小事業者等のためのオンライン相談会」や、公正取引委員会の職員が出向いて相談受付等を行う移動相談会を実施しています。

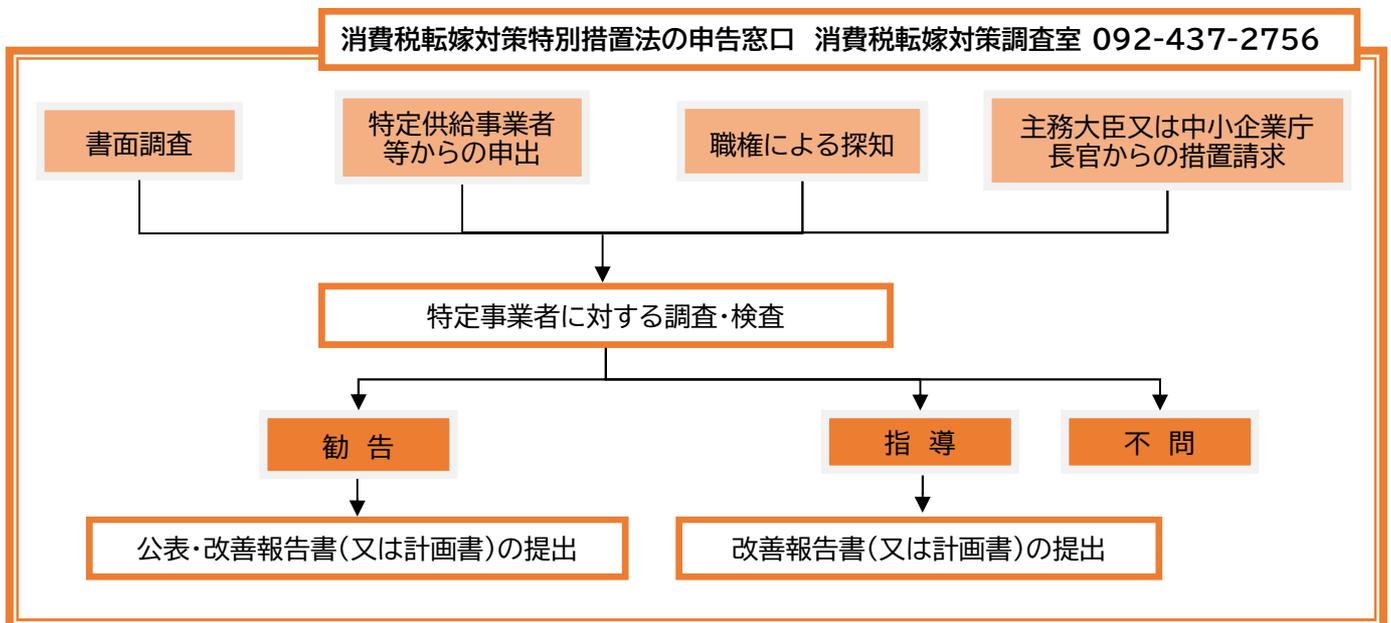
##### オ 下請取引等改善協力委員

昭和40年以降、下請取引の事情に明るい有識者を下請取引等改善協力委員(21名)に委嘱し、協力委員の方々から寄せられた意見や情報を下請法の的確な運用に役立てています。

## 4 消費税転嫁対策特別措置法関係業務

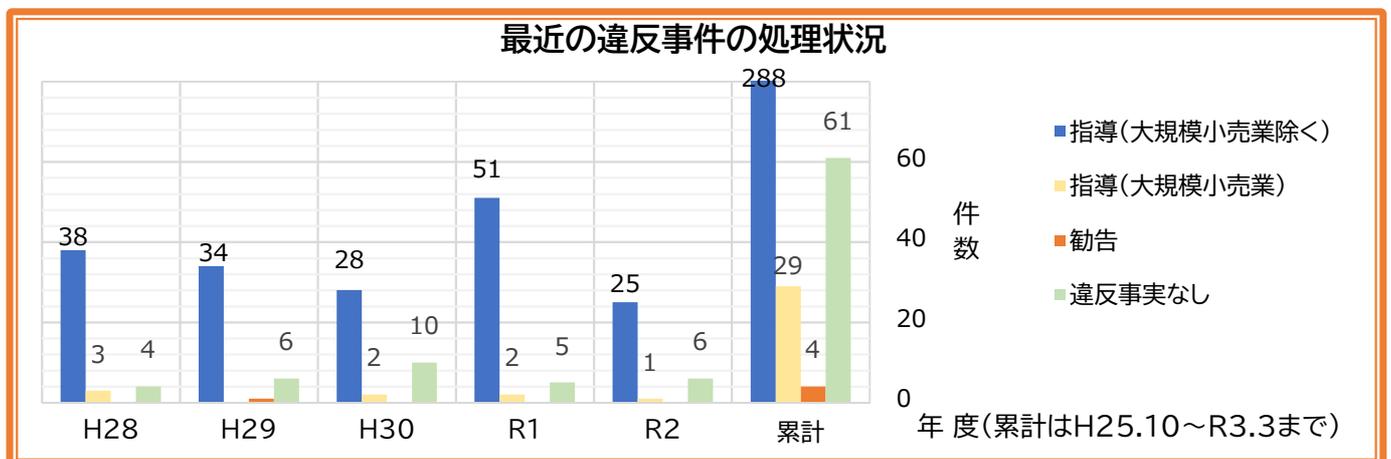
消費税転嫁対策特別措置法(平成25年10月1日施行。同法の期限は令和3年3月31日)は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効しましたが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、同法の失効前に行われた違反行為に対する、調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされています。

### (1) 消費税転嫁対策特別措置法違反事件の処理手続



### (2) 九州事務所における消費税転嫁対策特別措置法違反事件の処理状況

#### ア 違反事件の処理状況



## イ 主な消費税転嫁対策特別措置法違反事件

違反事業者等	事件の概要	措置
日刊新聞等の制作、発行及び販売業者 [福岡県]	自社が発行する日刊新聞の販売を促進する事業者を支払う販売促進業務の委託料(消費税込み)及び記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を行う事業者を支払う原稿作成業務の委託料(消費税込み)について、当該事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いていた。  【買ったたきの禁止】	勧告 H29.12.14
清涼飲料水等の製造・販売業者 [福岡県]	自動販売機による自社の商品の販売場所を提供する事業者を支払う清涼飲料水等1個当たりの販売手数料の単価(消費税込み)について、当該事業者の一部に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いていた。  【買ったたきの禁止】	勧告 H27.3.26

## ウ 最近の消費税転嫁対策特別措置法違反行為に対する指導事案

事案の概要
施設管理業を営むA社は、施設の清掃業務を委託している事業者(特定供給事業者)に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、令和元年10月1日以後も本体価格に旧税率(8%)を適用して支払うことにより、本体価格に新税率(10%)を適用した消費税込みの金額から減じていた。  【減額】
大規模小売事業者であり、食品等の小売業を営むB消費生活協同組合は、店舗用の建物等の賃貸人(特定供給事業者)に対し、平成26年4月分以後の消費税込みの賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低く定め、又は消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。  【買ったたき】
建築工事業を営むC社は、建築工事の一部を委託している事業者(特定供給事業者)に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率引上げ前の対価に消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていた。  【買ったたき】

消費税転嫁対策特別措置法に関する相談のお問い合わせ先  
消費税転嫁対策調査室 092-437-2756

### (3) 相談受付

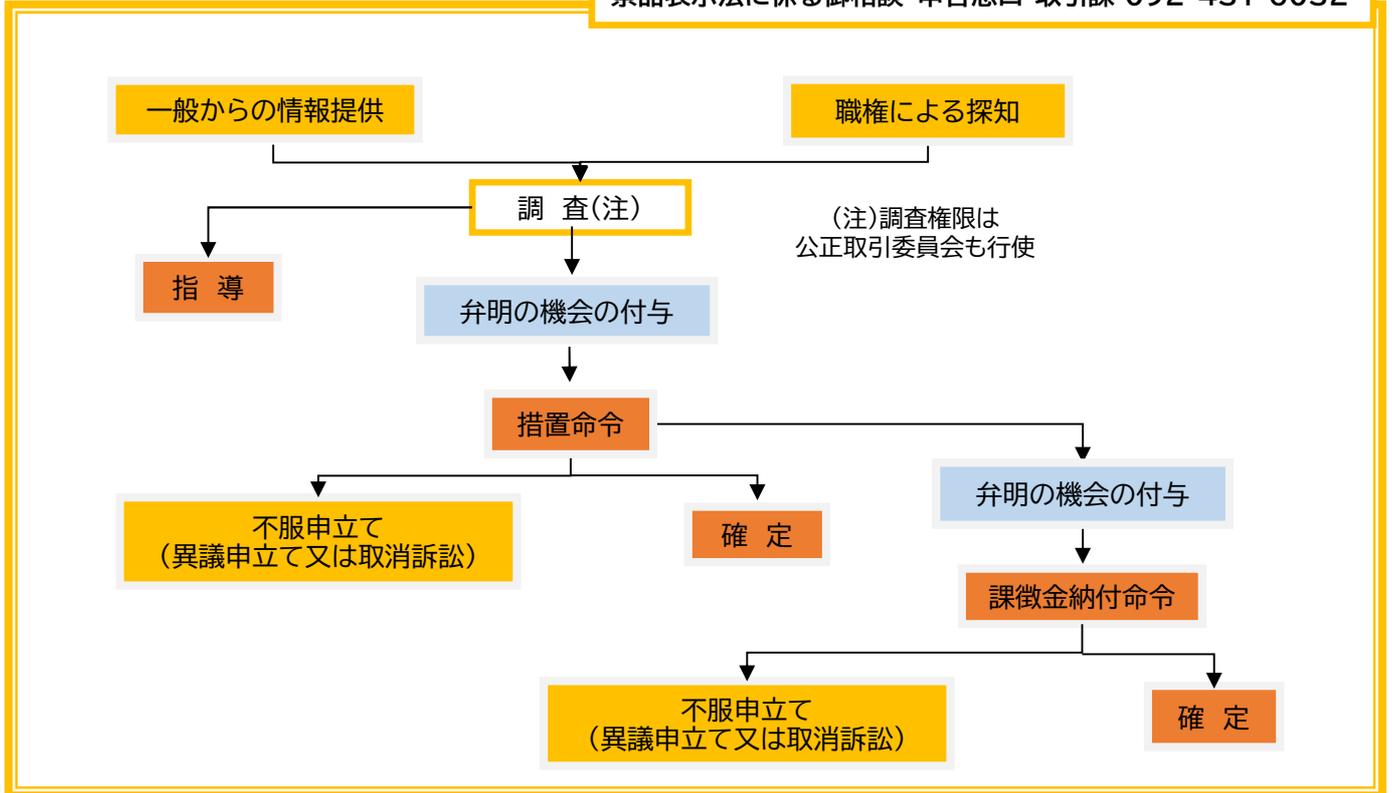
公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、消費税転嫁対策特別措置法に係る相談を受け付けています。

## 5 景品表示法関係業務

景品表示法は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。同法は、平成21年9月1日、消費者庁に移管されましたが、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

### (1) 景品表示法違反事件の処理手続

景品表示法に係る御相談・申告窓口 取引課 092-431-6032



### ア 違反事件の処理状況

(単位:件)

処理	年度	H29	H30	R1	R2	R3
		措置命令	表示	2	3	2
	景品	0	0	0	0	0
課徴金納付命令	表示	0	0	3	1	0
指導	表示	6	7	7	4	9
	景品	2	1	3	0	0
合計	表示	8	10	12	5	14
	景品	2	1	3	0	0
	計	10	11	15	5	14

## イ 主な景品表示法違反事件

違反事業者	事件の概要	措置																						
<p>通信販売業者 (鹿児島県)</p>	<p>食品の内容に係る不当表示</p> <p>【表示内容】</p> <p>「サプリメント専門店リプサ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「主成分値 2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなどして、あたかも、本件商品2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのように示す表示をしていた。</p> <div data-bbox="389 674 1268 1809" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「PayPayモール」と称するウェブサイト開設した 自社ウェブサイト</p>  <table border="1" data-bbox="448 1137 1222 1765"> <tr><td>名称</td><td>ラクトフェリン濃縮物加工食品</td></tr> <tr><td>商品名</td><td>ラクトフェリン 約1か月分 C-302</td></tr> <tr><td>内容量</td><td>15g(250mg×60カプセル)</td></tr> <tr><td>召し上がり方</td><td>1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください</td></tr> <tr><td>原材料</td><td>ラクトフェリン濃縮物(乳由来:ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)</td></tr> <tr><td>主成分値</td><td>2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg</td></tr> <tr><td>保存方法</td><td>直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください</td></tr> <tr><td>賞味期限</td><td>1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。</td></tr> <tr><td>広告文責</td><td>リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市菱刈南浦2679</td></tr> <tr><td>メーカー(製造者)</td><td>リプサ株式会社 (0120-215-470)</td></tr> <tr><td>区分</td><td>日本製健康食品</td></tr> </table> <p>※体調、体質により成分が合わない場合がございます。その場合は、量を減らして頂くか使用を中止してください。 ※原材料表示をご確認の上、食品アレルギー体質のある方はお召し上がりにならないで下さい。 ・食生活は、「主食」「主菜」「副菜」を基本に食事のバランスを！ ・パッケージデザイン等は予告なく変更されることがあります</p> </div> <p>【実際】</p> <p>本件商品には、2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていた。</p>	名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品	商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302	内容量	15g(250mg×60カプセル)	召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください	原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来:ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)	主成分値	2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg	保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください	賞味期限	1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。	広告文責	リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市菱刈南浦2679	メーカー(製造者)	リプサ株式会社 (0120-215-470)	区分	日本製健康食品	<p>措置命令 R4.5.24(※)</p> <p>(※)前記アの違反事件等処理件数は令和3年度までの件数であり、令和4年度の措置である本件は含まれない。</p>
名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品																							
商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302																							
内容量	15g(250mg×60カプセル)																							
召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください																							
原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来:ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)																							
主成分値	2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg																							
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください																							
賞味期限	1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。																							
広告文責	リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市菱刈南浦2679																							
メーカー(製造者)	リプサ株式会社 (0120-215-470)																							
区分	日本製健康食品																							

違反事業者	事件の概要	措置
美容脱毛事業者 (福岡県)	<p>脱毛施術の役務に係る不当表示</p> <p>【表示内容】            (セブンエー美容及びダイシン)            自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなどして、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の総額は4,227円であるかのように表示していた。</p> <p>(エイチフォー)            自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなどして、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の総額は4,227円であるかのように表示していた。</p> <div data-bbox="529 913 1147 1294" data-label="Image"> <p>セブンエー美容(株)及び(株)ダイシン</p> </div> <div data-bbox="529 1379 1147 1760" data-label="Image"> <p>(株)エイチフォー</p> </div> <p>【実際】            3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。</p>	措置命令 R4.3.3

違反事業者	事件の概要	措置
石油製品の 販売事業者 (福岡県)	<p>石油製品に係る不当表示</p> <p>【表示内容】 (菊池商事)</p> <p>「セルフプレミアム」と称するガソリンスタンドの看板において、「レギュラー129」、「ハイオク139」及び「軽油109」と価格を表示するなど、店舗の看板における価格の表示が消費税を含めた価格であるかのように表示していた。</p> <p>(プレイズ)</p> <p>糸島セルフサービスステーション」と称するガソリンスタンドの看板において、「ハイオク148」、「レギュラー138」及び「軽油117」と価格を表示することにより、当該価格が税込価格であるかのように表示していた。</p>  <p>【実際】</p> <p>本件3商品の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。なお、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が写真(上)の表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。</p>	措置命令 R3.12.16

## 6 広報・広聴活動

公正取引委員会では、競争政策や当委員会の活動に対する理解を深めていただくため、以下のとおり、様々な広報・広聴活動を行っています。

懇談会のお問い合わせ先 総務課 092-431-5881

### (1) 有識者との懇談会の開催

#### ア 全国各地域の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会

競争政策について、より一層の理解を求めるとともに、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、毎年、全国各地域の有識者と当委員会の委員等との懇談会及び講演会を全国各都市において開催しています。九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
開催地	佐賀市	鹿児島市	大分市	福岡市	長崎市(Web開催)	宮崎市(Web開催)
開催日	H28.12.1	H29.10.24	H30.11.29	R1.12.6	R2.11.12	R3.12.3

#### イ 管内各地の経済団体等と九州事務所長等との懇談会

九州事務所においても同様の趣旨で、九州事務所長等と管内各地の経済団体等との懇談会を随時開催しています。

年度	R1	R2	R3	R4(4月～9月)
開催地 (開催日)	人吉市(9/6) 指宿市(9/25) 川崎町(10/9) 竹田市(10/16) 延岡市(10/17) 杵築市(11/6) 天草市(11/21) 糸島市(1/15) 福津市(1/16) 玉名市(2/6) 鹿児島市(3/11) 島原市(3/12)	福岡市(8/31) 長崎市(11/30) 鹿児島市(12/7) 鹿児島市(12/18) 宮崎市(1/18) 大分市(1/26) 佐賀市(2/16)	延岡市(8/2) 大分市(10/14) 中津市(10/22) 日田市(11/8) 伊万里市(11/11) 玉名市(12/1) 宮崎市(12/2) 熊本市(12/6) 鹿児島市(12/13) 熊本市(1/14) 福岡市(1/18) 長崎市(1/24) 大分市(2/3) 佐賀市(2/15) 北九州市(2/28) 福岡市(3/7) 福岡市(3/23)	熊本市(4/27) 行橋市(5/11) 福岡市(6/7) 島原市(6/14) 出水郡長島町(6/24) 武雄市(7/19) 鹿屋市(9/20)

### (2) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営を行うため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設け、各協力委員から独占禁止法や公正取引委員会に対する意見・要望をいただき、それぞれの地区の経済実態に即した行政運営に活かしています。

九州地区では、各地域の経済問題等に明るい有識者の方(22名)に委嘱しています。

### (3) 一日公正取引委員会の開催

九州事務所(福岡市所在)では、福岡市以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談の一層の充実を図るため、平成16年度以降、「一日公正取引委員会」を開催しています。

この「一日公正取引委員会」では、独占禁止法及び下請法の講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、中学生向け独占禁止法教室等を開催し、また、相談コーナーを設けて個別の相談に応じるとともに、広報パネルの展示を行っています。

令和3年度は長崎市において開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、中止しました。九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
開催地	長崎市	宮崎市	熊本市	鹿児島市	大分市	佐賀市
開催日	H28.2.3.	H29.2.9	H30.2.6	H31.2.1	R2.2.13	R2.12.15

「一日公正取引委員会」の様相



#### (4) 消費者セミナー

消費者セミナーのお問い合わせ先 取引課 092-431-6032

平成22年度から、一般消費者の方々を対象に、独占禁止法、景品表示法、公正取引委員会の仕事についてクイズやゲームを用いながら分かりやすく説明する「消費者セミナー」を開催しています。

九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	県	開催地	開催日
R1	福岡	北九州市	R1.5.16
	福岡	北九州市	R1.11.18
	大分	大分市	R2.2.13
R2	福岡	筑紫野市	R2.11.4
	宮崎	宮崎市	R2.11.22
	鹿児島	霧島市	R2.12.1
	佐賀	佐賀市	R2.12.15
R3	鹿児島	WEB開催	R3.3.9
	大分	中津市	R3.7.20
	大分	九重町	R3.7.29
	熊本	玉名市	R3.12.9
R4 (4月～ 9月)	大分	日出町	R4.1.13
	鹿児島	奄美市	R4.6.10
	宮崎	WEB開催	R4.8.4
	福岡	大川市	R4.9.14
	長崎	五島市	R4.9.29

消費者セミナーの様相



(5) 独占禁止法教室

将来を担う学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、全国各地の中学校等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。 ( )は開催年度(R4は4月～9月)

	中学校	高等学校	大学
福岡	久留米市立諏訪中学校(R1) 福岡市立東光中学校(R2) 福岡市立元岡中学校(R2) 八女市立見崎中学校(R3) 福岡市立次郎丸中学校(R3)		北九州市立大学(R1、R3、R4) 九州大学(R1、R2、R3、R4) 九州共立大学(R1)
佐賀			佐賀大学(R1、R3、R4)
長崎	純心中学校(R1) 長与町立長与第二中学校(R1)	平戸高等学校(R1)	長崎大学(R1)
熊本			熊本大学(R1、R4)
大分	向陽中学校(R1) 宇佐市立長洲中学校(R3)		大分大学(R1)
宮崎	日向市立富島中学校(R3)	宮崎学園高等学校(R1、R2、R3、R4) 宮崎商業高等学校(R1)	
鹿児島	薩摩川内市立海星中学校(R2) 霧島市立国分南中学校(R2) 曾於市立末吉中学校(R2)	鹿児島南高等学校(R1)	鹿児島国際大学(R1、R2) 志学館大学(R3、R4)

授業の様様・中学生向けシミュレーションゲームの内容(一例)

(6) 学識経験者等との交流

学識経験者等で構成される「九州経済法研究会」(代表:屋宮憲夫福岡大学法学部教授)が開催する例会に職員を講師として派遣するなど、競争政策について研究者等との交流に努めています。

## 【公正取引委員会YouTube】

独占禁止法や下請法等に関して分かりやすく説明した動画をアップしていますので、会社や団体での研修等に御活用ください。

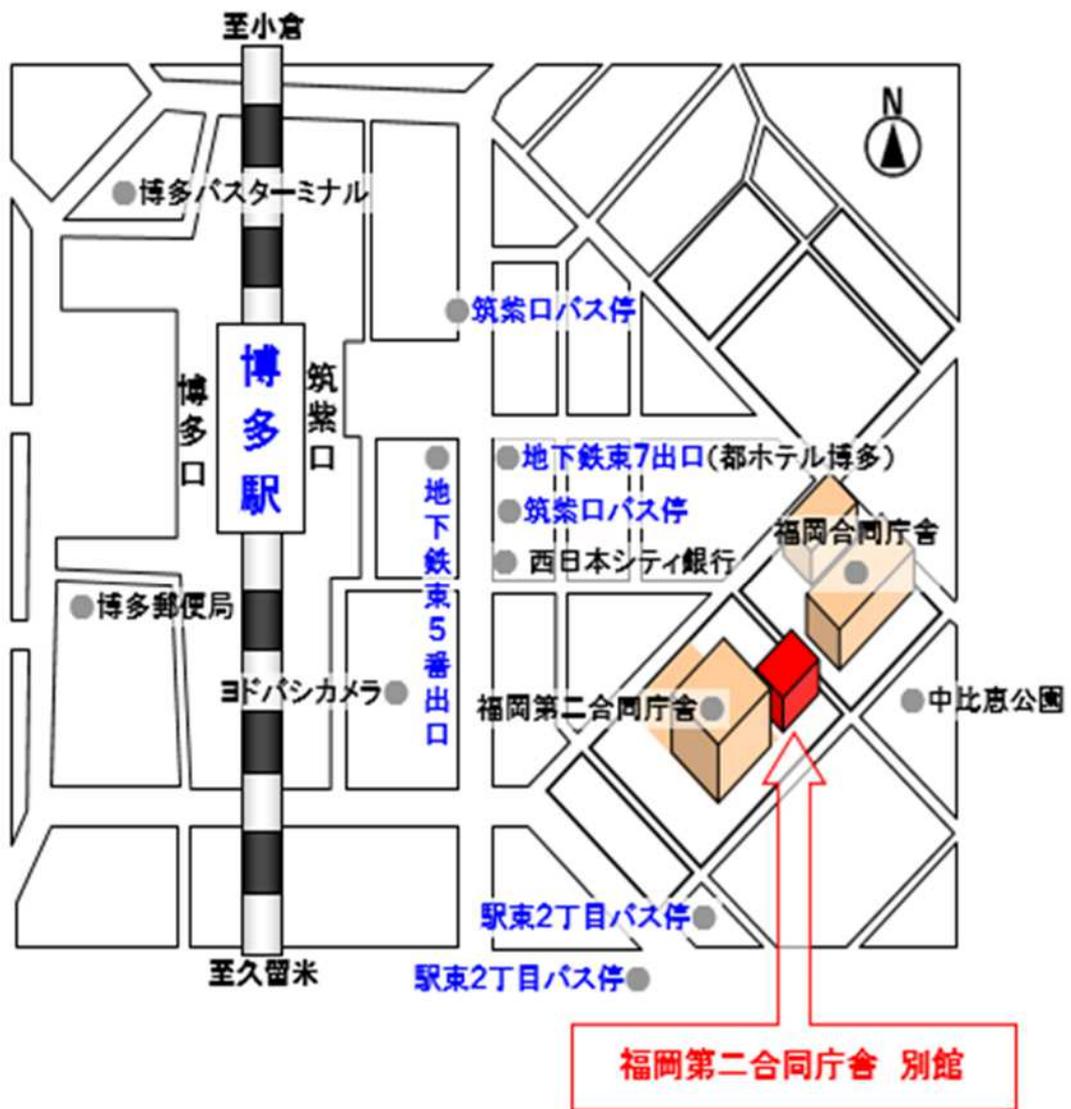


## 【公正取引委員会Twitter及びFacebook】

最新の情報をなるべく分かりやすく発信しています。御気軽に閲覧ください。



## 九州事務所案内図



公正取引委員会事務総局九州事務所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 別館2階

代表電話 092-431-5881

FAX 092-474-5465

(2022年10月発行)